

仮処分をめぐる主な争点

争点	住民側	関電側
具体的危険性の判断 枠組み	福島事故のような危険が万が一にも生じるおそれのある原発の是非	原発に危険が内在しているのは前提。顕在化しないように適切に管理できるかを判断
炉心溶融などの破局 に至る臨界点を超える 地震が起きる可能性	地質学者は、地質学の限界を認めている。大飯・高浜での地下構造は十分には把握されていない	近年、地震に関する調査研究は著しく進む。大飯・高浜の地下構造には特異な構造は認められない
基準地震動を超える 地震の可能性	基準地震動の策定が耐震安全性確保の基礎。上回った場合の耐震設計上の安全は担保されていない	安全上重要な設備の耐震性は、基準地震動よりも余裕を持っている
免震重要棟の必要性	免震重要棟が設置されていないため、再稼働は認められない	高浜1、2号機の原子炉補助建屋内に、耐震性のある緊急時対策所を設置する

※「大飯」は大飯3、4号機。「高浜」は高浜3、4号機

高浜原発仮処分14日通知

福井地裁 差し止め申し立て

県内や京都府などの住民ら九人が、関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の運転差し止めを求めた仮処分申し立てについて、福井地裁は十四日に決定内容を通知することを決めた。九日に双方の弁護士に示した。仮処分が認められれば、原発の運転や設置をめぐる仮処分の申し立てで、住民側の主張が認められる全国初のケースとなる。

裁判長は昨年五月に大飯原発3、4号機の差し止め判決を出した樋口英明氏。同判決は現在、名古屋高裁金沢支部で争われ、確定していない。今回、仮処分で差し止めが決まった場合、高裁や最高裁で決定の執行停止命令が出ない限り、関電側は再稼働できないことになる。

最終の審尋となった三月十一日、樋口英明裁判長は「機は熟している。決定は出します」として結審。同時に申し立てていた大飯

3、4号機の差し止め審理は、審尋の次回期日を五月に指定した。樋口裁判長は四月一日付で名古屋高裁に異動したが、職務代行で仮処分の結論を出す。樋口裁判長は「高浜は二月に設置変更許可が下りた」とも指摘しており、住民側の代理人弁護士は「再稼働に近い高浜原発に関しては緊急性がある」と判断したのだから」と分析している。

関電側は結審したことに「十分な審理が尽くされていない」などとして、樋口

裁判長ら二人の裁判官を審理から変えるよう福井地裁に忌避を申し立てたが却下。名古屋高裁金沢支部に即時抗告をしていた。